

## 土地改良区電気料金等緊急支援事業実施要領

### (目的)

第1条 電気料金が高騰し農業者が大きな影響を受けていることから、農業者の負担を軽減するとともに、土地改良区の体制強化等に対する取組を推進しながら、今後の電気料金の動向を見据えた賦課基準等を含めた将来的な資金計画を立案した土地改良区及び土地改良区連合（以下、「土地改良区等」という。）を対象に、農事用に係る電気料金の増嵩額及び省エネルギー化に要した経費について、予算の範囲内で補助金を交付することとする。なお、その交付に関しては、秋田県財務規則（以下「規則」という。）及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に基づき行うこととする。

### (事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 事業主体

秋田県内の土地改良区等

#### (2) 事業要件

事業主体は、様式第1号（補助金交付申請兼実績報告書）に、令和7年4月以降に行う土地改良区の体制強化等の取組を2つ以上記載するものとする。

ただし、契約区分が高圧及び特別高圧を除く施設のみに係る申請の場合は、当該取組を1つ以上記載するものとする。

また、事業主体は、当該補助金の使途及び今後予想される電気料金高騰等に対応しうる適正な賦課基準を設定する等の検討を行い、その内容を様式第2-2号（資金計画書）として作成するものとする。

#### (3) 補助対象期間

##### 1) 電気料金増嵩額

令和6年2月分から令和7年1月分。

（請求書等に〇月分として記載されている月。以下同じ。）

##### 2) 省エネルギー化への支援

令和6年4月1日から令和7年10月31日。

#### (4) 補助率

補助率は次のとおりとし、千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

##### 1) 電気料金増嵩額

10/10以内。

##### 2) 省エネルギー化への支援

1/2以内。

#### (5) 補助対象

## 1) 電気料金増嵩額

農事に係る電気料金（農業水利施設の動力源として利用する電気料金及び機場の照明等、農業水利施設の維持管理等に必要な電気料金）のうち、次のアとイの和を補助対象額とし、施設ごとに計算したものとする。

ただし、ア及びイの上限額は、令和4年2月分から令和5年2月分の支払金額を基準とした、それに対応する令和6年2月分から令和7年1月分の各月の支払金額増嵩額とする。

### ア 従量分料金（燃料費等調整額と電力量料金の和）増嵩額

次の各月の補助対象単価増嵩額AとBに、それに対応する令和6年2月分から令和7年1月分の各月の使用電力量をそれぞれ乗じ、Aのみ更に $1/2$ を乗じ、それぞれ円未満を切り捨てたものの和をとす。

また、燃料費等調整単価及び電力量料金単価は、燃料費等調整額及び電力量料金を使用電力量で除し、小数点第2位未満を切り捨てたものとする。

なお、各月のA又はBがマイナスとなる場合は、それぞれ0と読み替えることとする。

A 令和4年から令和5年にかけての各月の補助対象単価増嵩額は、次のiとiiの各月の和とする。

i 令和4年2月分から令和5年1月分の各月の燃料費等調整単価を基準とした、それに対応する令和5年2月分から令和6年1月分の各月の燃料費等調整単価増嵩額

ii 令和4年2月分から令和5年1月分の各月の電力量料金単価を基準とした、それに対応する令和5年2月分から令和6年1月分の各月の電力量料金単価増嵩額

B 令和5年から令和6年にかけての各月の補助対象単価増嵩額は、次のiとiiの各月の和とする。

i 令和5年2月分から令和6年1月分の各月の燃料費等調整単価を基準とした、それに対応する令和6年2月分から令和7年1月分の各月の燃料費等調整単価増嵩額

ii 令和5年2月分から令和6年1月分の各月の電力量料金単価を基準とした、それに対応する令和6年2月分から令和7年1月分の各月の電力量料金単価増嵩額

### イ 基本料金増嵩額

次の各月の補助対象増嵩額AとBの和とする。

なお、各月のA又はBがマイナスとなる場合は、それぞれ0と読み替えることとする。

A 令和5年2月分から令和6年1月分の各月の基本料金から、それに対応する令和4年2月分から令和5年1月分の各月の基本料金を減じた額に $1/2$ を乗じ、円未満を切り捨てたものとする。

B 令和6年2月分から令和7年1月分の各月の基本料金から、それに対応する令和5年2月分から令和6年1月分の各月の基本料金を減じ、円未満を切り捨てたものとする。

### ウ 他の補助事業との関係

すでに別の補助事業の対象となっている次の施設については、重複補助を避けるため、土地改良区等の負担割合を考慮して次のように補助金額を算出することとする。

- ① 基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号）。）の対象農業水利施設については、補助対象額の30%を補助金額とする。
- ② 水利施設管理強化事業（水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号）。）の対象で、要綱第8に基づく別表1のア 多面的機能の発揮に対応した農業水利施設については、補助対象額の62%（1.0/1.6※小数点以下切り捨て）を補助金額とする。
- ③ 水利施設管理強化事業の対象で、要綱第8に基づく別表1のイ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等に対応した農業水利施設については、補助対象額の57%（1.0/1.75※小数点以下切り捨て）を補助金額とする。
- ④ その他、特別な事情により土地改良区等の負担割合が定められている場合は、補助対象額にその割合を乗じたものを補助金額とする。

## 2) 省エネルギー化への支援

### ア 補助対象

第2条（3）2）に定める期間に工事現場着手及び完了した、省エネルギー化に要した経費。

### イ 他の補助事業との関係

他の補助事業の対象となっているものについては、重複補助を避けるため、総事業費にその補助事業の土地改良区等の負担割合を乗じたものを補助対象額とする。

## （補助金交付申請及び実績報告）

第3条 事業主体は、交付要綱第2条及び第10条に基づき、補助金交付申請兼実績報告書を提出することとし、その様式及び添付書類については交付要綱によらず、次の書類を提出することとする。

- (1) 補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 経費の配分及び事業実績の概要（様式第2-1号）
- (3) 資金計画書（様式第2-2号）
- (4) 集計票（様式第3号）、集計表\_別紙及び個票（様式第3号個票3-1～3-3）
- (5) 本補助金収入について総(代)会の議決があったことを証する書面

※事業主体は、土地改良法第30条第1項に基づき、本補助金の収入に関して、総(代)会の議決を得なければならない。ただし、臨時総(代)会の開催が困難である場合、理事会の議決があったことを証する書面で差し支えないこととするが、この場合、次の総(代)会で報告することとする。

- 2 地域振興局長は、第1項の書類を受理したときは、事業主体が保管する根拠書類等を元に、これを検査することとする。
- 3 地域振興局長は、第2項の検査の結果適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付要綱第4条に基づき事業主体に通知することとする。

(着手届及び完了届)

第4条 交付要綱第5条に基づく着手届及び完了届は省略することとする。

(補助金の額の確定及び請求)

第5条 規則第256条に規定する補助金の額の確定は、第3条第3項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。ただし、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、交付要綱第12条に基づき、補助金等額確定通知書により通知することとする。

2 事業主体は、第3条第3項の通知を受けたときは、交付要綱第11条に基づき、速やかに請求書を知事に提出することとする。

(帳簿等の保存期間)

第6条 事業主体は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、疑義等が生じたときは、その都度県と協議して決めることとする。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。

この要領は、令和5年1月6日から施行する。

この要領は、令和5年7月6日から施行する。

この要領は、令和7年2月17日から施行する。